

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになります。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1. 算定要件

- ① 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
- ② 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬や注射、検査など処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ③ 診断を行なった日や実施した投薬、注射、検査などの内容等を診断名とともに診療録に記載する。
- ④ 請求に際して、診断を行なった日や検査・治療内容等を記載する。
- ⑤ 算定開始後は治療の実施状況について公表する

2. 主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

3. 令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況（令和4年4月～令和5年3月）

[illegible]